

農産物の一貫パレチゼーションの実現方策について

1. 経緯

トラック業界の働き方改革等により、農産物のパレット輸送による負荷軽減が強く求められているが、特に卸売市場を経由する農産品は、複数の事業者を介するため紛失等が起こりやすく、一貫パレチゼーションの実現が困難である。

このため、平成29年11月にパレット部会を設置し、三回の開催及び関係事業者等への個別ヒアリングを実施し、農産物の一貫パレチゼーションの実現に向けた方策を検討した。

その結果、統一規格のRFID付きパレットを共同利用・管理する循環利用モデルを作り、適切な運営体制を構築することで、パレットの紛失等を防止し、持続可能な利用を可能にするとともに、全国的な取組へと拡大していくことが可能と考えられる方策の案を策定したので報告する。

2. 農産物の一貫パレチゼーションの実現方策の案

(1) パレットの共同利用・管理による循環利用モデルの基本ルール

① 対象範囲

産地から卸売、小売または実需（製造、外食等）まで

② モデルで使用するパレット

統一規格のパレット（RFID付きT11型プラスチックパレット）

③ 利用から回収、再利用までの流れ

I 発荷主（産地、卸売）がレンタルし、パレットで出荷

II 物流業者が荷と共に運び、着荷主に引渡し

III 着荷主（卸売、小売、実需）が保管・返却

IV 回収業者が一括回収し、レンタル業者が発荷主へ再びレンタル

④ パレット管理及び紛失等防止の仕組み

I 出荷から各流通段階のパレット移動情報をRFIDで把握・管理

II 当該パレットの使用は、以下の協議会の会員間のみ限定

III 非会員への転送・販売等は、卸売等が別パレット等に積み替え

(2) 運営体制

農産物パレット推進協議会（仮称）を設立し、理事会及び事務局がパレット事業を推進・運営するとともに、本事業のルール遵守を誓約した正会員及び管理等へ協力する賛助会員によりパレットの共同利用・管理を行う。

① 理事会

構成：産地、卸、小売、物流等の全国団体

役割：推進方針の決定、各業界への普及・啓発、ルールの指導等

② 事務局

構成：関係業界からの出向者等

役割：協議会及びパレット事業の運営（料金收受、業務発注等）

※事業は協議会がレンタル業者、回収業者等へ業務委託

③ 正会員

構成：発荷主（生産者団体・法人、卸売業者、仲卸業者）

役割：パレットの利用、会費・利用料の協議会への支払等

④ 賛助会員

構成：物流業者、着荷主（小売業者、実需者（製造・外食等））

役割：パレットの輸送、RFID読取り、保管・返却への協力等

⑤ オブザーバー

構成：農林水産省、経済産業省、国土交通省

役割：事業支援、関係業界の指導、調整等

(3) 事業立ち上げから全国的な取組への拡大の流れ

- ① 遠隔地等で統一規格のパレットの使用が可能な産地から開始
- ② 出荷先の市場や販売先等が概ね特定される品目等からモデル実証
- ③ 賛助会員の拡大等に応じ、順次対象品目、産地を拡大
- ④ 統一規格以外のパレット使用産地は、機材の更新時等での切替え、参加を誘導
- ⑤ 会員の拡大、回収率の向上に応じ、利用料が低減し、効率化
- ⑥ 全国の産地、卸売市場をカバーする全国的な取組へと拡大

農産物におけるパレットの共同利用・管理の仕組み

□ 産地から小売・実需までの一貫パレチゼーション実現に向けたパレット循環利用モデルの確立

